

平成 27 年 9 月 10 日に建設消防委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

・砂川公園の指定管理者について

～内容～

砂川公園の現在の指定管理者が平成 27 年度末で管理を辞退する見込みであるため、以後の指定管理者の選定予定等について調査を行った。

～質疑～

問：指定管理者の構成員は何人以上か。

答：条例で団体と規定しているので、2人以上ならば可能である。

問：現在の指定管理者に支払っている委託料で、営利を目的とした一般企業が公募に応じる可能性はあるのか。

答：市が支払う委託料ほか、利用者から徴収する利用料金と指定管理者の行う自主事業を合わせれば事業として成り立ち、一般企業が参加する可能性がある。

問：これまでトラブルはあったのか。

答：砂川公園内を流れる川の水は公園内ではウォータースライダーなどに使用しているが、その水は下流域の農家が農業用用水としても利用しており、その調整に苦慮している。また、渇水期には上水道水を臨時的に使用し対応している状況である。なお、農業用用水の確保については、新しい指定管理者にも伝え厳重に管理したい。さらに、公園内のトイレは、くみ取り式のため利用者から水洗化の要望があるが、合併浄化槽を設置した場合にはこの放流先の同意が必要となる。

問：公園内のトイレは、循環式のもので対応できないか。

答：費用面も含めて今後検討していく。